

議員提出第 12 号

令和 5 年 12 月 25 日

「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書

地方自治法第 112 条及び安曇野市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 松枝 功 様

提出者

安曇野市議会議員 林 孝彦

賛成者

安曇野市議会議員 小林 純子

安曇野市議会議員 竹内 秀太郎

安曇野市議会議員 井出 勝正

宛 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書

再審は、無実の人が救済される最後の砦です。無実の人が犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は、人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪は、国家による最大の人権侵害のひとつであり、あってはならないと誰しも認めることでありながら後を絶ちません。

2010年の足利事件に始まり、布川事件、東京電力女性社員殺害事件から2016年の東住吉事件に至るまで、無期懲役という重罰事件の再審無罪が続き、2019年に松橋事件、2020年には湖東記念病院人工呼吸器事件でも再審無罪が確定しました。

これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、検察が捜査で集められた証拠を隠蔽し、開示しないことが大きな壁となっていました。通常審では、公判前整理手続きを通じて、一定の要件で証拠開示が制度化されましたが、再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や、検察官の裁量に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

また、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることも大きな壁となっています。再審公判の際に、検察には確定判決が妥当と主張する機会はあることから、再審開始決定に不服申立権を認める必要はなく禁止すべきです。

このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴禁止が無実の人の救済のための喫緊の課題であり、加えて、再審格差を生まないためにも再審における公正な手続きの整備の必要性が強く求められています。

したがって、国におかれては、無実の人を誤った裁判から迅速に救済するため、下記の事項について実現されるよう強く要望します。

記

- 1 再審における検察が集めた証拠の全面開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止すること。
- 3 公正な再審手続きを整備し、ルール化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

(送付先)
衆議院 議長
参議院 議長
内閣総理大臣
法務大臣

安曇野市議会議長 松枝 功